

令和2年度

南部町一般廃棄物減量化計画



**南部町**

---

NANBU TOWN

## 1. 基本方針

わが国は、戦後、高い経済成長と物質的な豊かさを実現したものの、その一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済・ライフスタイルの変化により、深刻なごみ問題、環境問題が発生しました。今、私たちは、地球環境の保全、資源の保護の観点から事業活動やライフスタイルを見直し、地球環境に排出・蓄積する廃棄物をできるだけ少なくするために、ごみの減量化を推進するのはもちろんのこと、リサイクル等資源の循環を基調とした「循環型社会」の実現を図る努力が急務となってきています。

本計画は、できるかぎり廃棄物の排出総量を抑制し、廃棄物となったものについては分別収集の実施、徹底による、有効資源のリサイクル推進を図るとともに、廃棄物の適正な収集、運搬、処分を行うことを目的とします。

## 2. 一般廃棄物の減量化計画（し尿性廃棄物を除く。）

### (1) 減量化計画の基本方針

#### ① 循環型社会実現への取り組み

住民、事業者、行政が一体となり、地球環境の保全、資源保護の観点から、リサイクル等、資源の循環を基調とした「循環型社会」の確立を目指します。

#### ② 不要なものをもらわない(Refuse)

まず、使ってすぐごみ箱に捨てるモノではないかを考え、そうであればもらわないようにして、ごみを減らしていくように取り組みます。

#### ③ ごみの排出抑制に取り組む (Reduce)

ごみの排出抑制には、従来の「出てきたごみをいかに処理するか」という考え方から「発生段階でいかにごみを出さないようにするか」という考え方への転換が必要であり、この観点に立ち、最優先に排出抑制に取り組みます。

#### ④ 再利用の推進 (Reuse)

安易にごみにするのではなく、「使えなくなるまで繰り返し使っていく」という再利用を啓発します。

#### ⑤ リサイクルの推進 (Recycle)

分別の徹底や資源回収システムの改善等により、リサイクルの推進に努めます。

#### ⑥ 適正処理の推進

リサイクルが困難な廃棄物については、環境負荷の低減や経済性を考慮し、適正な処理を行います。

#### ⑥ 南部町のごみ問題への取り組み状況を示す「ごみ減量化等目標値」を設定し、住民、事業者、行政が一体となって取り組んでいきます。

### 3. 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物の処理主体は、当面は現在の運営、管理体制で行います。

区 分		現 在
収集・運搬		民間委託
中間処理	焼却施設	南部町・伯耆町清掃施設管理組合、民間委託
	リサイクル施設	鳥取県西部広域行政管理組合
	焼成施設	民間委託
最終処分		民間委託

### 4. 排出抑制・再利用・再生利用計画

#### (1) 住民・事業所への啓発

排出抑制を推進するためには、住民・事業所の協力なくしてはなし得ません。地元説明会や広報等により、住民・事業所の排出抑制への理解を深めます。

#### (2) 環境教育の充実

排出抑制を推進するためには、住民・事業所への啓発とともに環境教育を充実させることも重要です。

公民館や小中学校で必要があれば職員が出前講座を行い、イベントの実施、講師の紹介等、環境教育の重要性を呼びかけます。

#### (3) ごみ削減対策

##### ①家庭系生ごみ対策

家庭での生ごみ処理は、最も排出抑制効果が高いと推測されることから、生ごみ対策として以下の取り組みを行います。

家庭用電動生ごみ処理機の無償貸出しを行い、処理機の性能を体験してもらうことにより生ごみの自家処理を推進します。また、生ゴミ処理機購入補助金交付要綱に基づき、電動生ごみ処理機やコンポストの購入者を支援し、生ごみの減量化及びリサイクルの推進の観点から生ごみの堆肥化等の推進を図ります。

##### ②事業系生ごみ対策

多量に生ごみが発生する食品関連事業者については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）により、生ごみの再生利用等が義務付けられているところであり、これらの事業所については、「食品リサイクル法」の遵守を要請していきます。

##### ③小売店における対策

家庭におけるプラスチック類は、主に日常生活における消費活動から排出されます。住民がこのようなプラスチック製品の排出抑制を行えるよう、住民や小売店に対し、次のような要請を行っていきます。

#### ア. トレイの店頭回収の推進

トレイについては、製造業者の自主回収が行われていることから、小売店に対して店頭回収を実施するよう要請します。

#### イ. 包装容器の削減

販売店に対して、「裸売りの推進」、「詰め替え製品の消費拡大」、「リターナブルびん製品の陳列」等について要請します。

#### ④事業所における紙ごみ対策

紙ごみを多量に排出する事業所については、独自で回収業者と契約し、資源化が行えるよう、情報の提供を行うとともに、古紙回収の推進について要請します。

#### ⑤事業所から排出される紙おむつの分別

事業所から排出される紙おむつは、伯耆町清掃センターに直接搬入とし、ペレット化の促進を行います。

#### ⑥分別収集の徹底

##### ア. 集団回収活動の維持

集団回収活動による古紙類等の資源回収量は、資源ごみの分別収集システムの普及に伴い減少傾向にあります。集団回収活動については、資源回収という意味だけではなく、環境教育に資する活動としての意味もあることから、南部町リサイクル事業実施奨励金交付要綱に基づき、自治会、PTA、子ども会等が団体でリサイクルする事業を支援することにより、一般廃棄物の減量化、再資源化を図るとともに、町民の資源の再利用に対する意識を高めます。

##### イ. 資源ごみ分別の徹底

缶類、ペットボトル、古紙類等資源ごみ及び再生用資源ごみの現在の分別をさらに徹底し、一人一日当りの回収量を増加させることを目標とします。

##### ウ. 軟質プラスチック類の分別

軟質プラスチック類の分別回収とともに、衣類・布団などの回収を促進し、固形燃料への再利用を行います。

##### エ. 布類の拠点回収

衣類等の資源化については、5月に、法勝寺庁舎にて拠点回収を行います。回収した衣類等については、固形燃料への再生利用を行います。

##### オ. 家庭から排出される木・木製品の資源化処理

木(剪定枝、枝葉)・木製品を(株)ティー・エム・エス リサイクルセンターにおいて木質チップへの再利用を行います。

##### カ. 小雑紙の回収

小雑紙を分別回収することにより、従来焼却ごみとして処理されていたものを固型燃料へ再生利用を行います。

#### 5. 一般廃棄物の減量化等目標値

##### (1) リサイクル率

令和5年度には、リサイクル率37%以上を達成するよう努めます。